

# ブロック塀等の除却・改修工事を支援します



地震時のブロック塀等の倒壊による人身事故の発生や避難路の通行障害を防止するため、避難路沿道に存するブロック塀等の耐震改修工事又は除却工事の費用の一部を支援します。

補助金額

最大24万円

※補助対象工事費(消費税は除く)に2/3を乗じた額と24万円のいずれか低い額が補助金額となります。

補助対象工事

除却工事又は耐震改修工事

交付条件  
の詳細は  
裏面へ

受付期間

令和7年6月2日～11月28日まで

※予算額の範囲内で先着順となります。

## 安全点検をしましょう

### ●チェックポイントを参考に自身で安全点検を実施し、一つでも 不適合項目がある場合は、改善しましょう。

(安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者に対して速やかに注意表示等を行うなど注意喚起をお願いいたします。)

## 安全点検のためのチェックポイント

| 安全性の確認項目    | 補強コンクリートブロック造の塀の場合                                                          | 組積造の塀の場合                                          |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 塀の高さ        | □塀の高さは地盤から2.2m以下か。                                                          | □塀の高さは地盤から1.2m以下か。                                |
| 塀の厚さ        | □壁の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)                                    | □各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上か。               |
| 控え壁         | □塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。(塀の高さが1.2m超の場合)                        | □塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。              |
| 基礎          | □コンクリートの基礎があるか。                                                             | □コンクリートの基礎があるか。                                   |
| 塀の健全性       | □塀に傾き、ひび割れはないか。(老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしているか。)                           | □塀に傾き、ひび割れはないか。(老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしているか。) |
| 鉄筋・基礎の根入れ深さ | □塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。 |                                                   |
|             | □基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)                                           |                                                   |

お問い合わせ・申し込み先

弘前市役所 建設部建築指導課

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1 TEL: 0172-40-7053 FAX: 0172-38-5866

# 支援を受けるためには一定の条件があります

## 対象となるブロック塀等

### ● 以下のすべてに該当するもの

- ① **避難路沿道**(※1)に存するものであること。(※1・(2)に該当する場合は、倒壊した場合に道の過半が閉塞されるおそれがある塀である場合のみ対象となります。)
- ② **耐震診断**(※2)の結果、不適合の項目があること。
- ③ 塀が接する地盤面のうち、低い側からの高さが80cm以上で、かつ3段積み以上のもの。
- ④ 過去に、市の補助を受けて耐震改修を行っていないもの。

※1 避難路とは… (1) 市教育委員会が指定した通学路  
(2) 一般の通行に供しており、避難所へ至る道。((1)に該当するものを除く。)

※2 耐震診断とは… 表面に記載してある「安全点検のためのチェックポイント」によるもの。

## 対象となる方(法人等は除く)

### ● 以下のすべてに該当するもの

- ① 弘前市内に補助の対象となる**塀を所有する方**(親族を含む)
- ② 令和6年度から交付申請時までにおいて納付すべき個人住民税等の滞納がない方

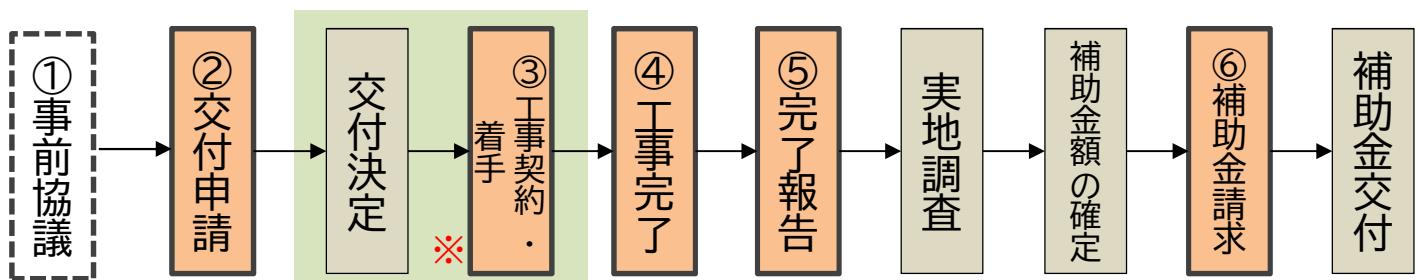
## 対象となる工事

### ● 以下のいずれかに該当するもの

- ① 建築士又はブロック塀診断士等が耐震改修計画を作成し、工事監理を行う**耐震改修工事**
- ② ブロック塀等の**除却工事**

※ 基礎、土留め、門柱、鉄扉、植栽等は補助対象外。 ※ 施工業者の条件があります。

## 手続きの流れ



## 詳細について

紙面の都合上、省略している部分があります。  
交付条件や必要書類などの詳細は、建築指導課までお問い合わせください。  
また、弘前市ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。  
申請に必要な様式などダウンロードできます。

QR

弘前市  
ホームページ

くらし

住まいとくらし

建築

ブロック塀等の安全点検・  
耐震化支援について